載する必要はない。

（６）基準価格

（イ）基準価格

基準価格算定式	

（注）「基準価格」とは、低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給を継続的に行うことを可能とする当該低炭素水素等の単位量当たりの価格をいう。

（ロ）基準価格の算定に関する説明

（７）低炭素水素等供給事業の事業収支

（注）事業収支には資金収支も含める形式で作成すること。

（注）低炭素水素等供給事業の事業収支に基づくキャッシュフローモデルを添付すること。

（８）低炭素水素等供給事業に必要な資金の調達及び返済計画

（注）低炭素水素等供給事業者の資金調達にかかる借入条件、返済計画等を記載すること。

（９）低炭素水素等供給事業の用に供するＥＰＣの実施体制

（注）ＥＰＣの事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（１０）低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（製造技術・貯蔵技術・輸送技術）

（１１）関連する類似業務等の実績

（１２）安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（１３）事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（１４）事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

（１５）その他特記事項

（注）低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（１５）を記載すること。

２　低炭素水素等利用事業に関する説明

（１）低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明

（２）低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策